

関係議員各位

平成8年6月13日

「民事訴訟法改正法案」に関する陳情書

全国青年税理士連盟
会長 岩田俊
東京都渋谷区毛駄ヶ谷5-21-12
電話 03(3354)4162



当連盟は全国3千余名の若手税理士によって組織されている団体です。その目的は、真の国民のための租税制度および税理士制度を確立することであり、租税制度および税理士制度に関する研究、提言を活発におこなっています。

平成8年6月7日に衆議院法務委員会で可決された民事訴訟法「改正」案には、いろいろ検討すべき問題が含まれています。この改正案の中で、特に公務秘密文書の取り扱いについては政府案に比べて一定の改善が見られましたが、行政改革委員会情報公開部会が検討されている情報公開法の趣旨に反し未だ不十分な箇所が残されております。

現在の民事訴訟の手続は、税金裁判にも使われており課税庁側に証拠資料の請求をしても公務員の守秘義務をタテにこれを拒否し、裁判所も課税庁側に証拠資料の請求を致しておりません。これでは原告は攻撃防御の手段を狭められ非常に不利な立場に甘んじることを余儀なくされ当事者対等の原則にも反しております。

今回の改正法案は、文書提出命令の範囲を拡大するとの提案理由に反し、修正案でも提出を義務づける文書から官公庁の文書を当面除外する内容とされたことは、適正な裁判の実現と国民の裁判を受ける権利の保障が大きく侵害されかねませんので、この除外規定の削除を求めるとともに公務上の秘密を特別扱いせず納税者の権利を守る観点から、この改正法案は十分な審議をしていただきたく陳情致します。